公益法人関連事業評価書(委託・推薦等に係る事務・事業)

平成18年3月

評価対象(事業名)		食品等の命令検査		
担当部局・課	主管部局・課		医薬食品局食品安全部監視安全課	
	関係部局・課		医薬食品局食品安全部企画情報課検疫所業務管理室、	
			監視安全課輸入食品安全対策室	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	2	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
施策目標	1	食品の安全性を確保すること
	I	食中毒等食品による衛生上の危害の発生を減らし、食品の安全性の
		確保を図ること

(2) 事業の概要

事業内容(委託・推薦)

食品衛生法に不適格の蓋然性が高いと判断される食品等について、国内で製造された食品については都道府県知事の、輸入食品については厚生労働大臣の命令により、製造者又は輸入者自らの費用負担で、厚生労働大臣の登録を受けた法人等により検査が実施されることとなっている。

関連公益法人名

- (財) 日本食品分析センター
- (財) 日本冷凍食品検査協会
- (社) 日本食品衛生協会
- (財) 食品環境検査協会
- (財) 化学技術戦略推進機構
- (財) 日本穀物検定協会
- (財) 日本乳業技術協会
- (社) 菓子総合技術センター
- (社) 日本海事検定協会
- (財) 新日本検定協会
- (財) マイコトキシン検査協会
- (財) 畜産生物科学安全研究所
- (社) 日本油料検定協会
- (財) 山口県予防保健協会

2. 評 価

3. 特記事項

必要性、効率性、有効性等の分析

食品の安全性、特に食料の 60 %以上を輸入に頼る我が国においては、輸入食品の安全性の確保は重要な課題であり、命令検査の実施により食品衛生法に不適格の食品等を除外することは、食品の安全性を確保する上で欠かせないものである。

また、輸入食品の届出件数が年々増加する中で(平成8年:1,117,044件→平成16年:1,791,224件)、国や都道府県等がすべての検査を実施することは困難であるため、同等の公正・中立性や検査能力等の要件を備えているとして厚生労働大臣が登録した法人等においても、命令検査を含む食品等の検査を実施することとしているところであり、登録検査機関の検査実績は、平成8年の62,385件(検査総数に対する割合:52.1%)から、平成16年には127,294件(同67.4%)に増加した。このうち、命令検査実績は17,777件から81,839件に増加し、輸入食品の検査総数に対する割合も大きく増加している(14.9%→43.3%)。

このように、登録検査機関における検査の実施により、検査体制の効率化を図っているところである。

評価結果(事務・事業の必要性)

年々輸入食品の届出件数が増加する中で、引き続き、命令検査の実施により食品の 安全性を確保することは必要であるとともに、登録検査機関が検査業務を実施するこ とで、検査体制の拡充・整備、命令検査を含む食品等の検査制度の円滑な運用を図っ ていく。

なお、平成 15 年の食品衛生法改正により、指定検査機関から登録検査機関制度に移行(平成 16 年 2 月施行) したことで、公益法人のみではなく、民間の検査機関も登録検査機関の対象となったところである。